

衣類等の繊維製品の洗濯表示に関して、家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規程が改正され、平成 28 年 12 月 1 日から施行されました。

当面の間は、店頭において、新しい洗濯表示が付された製品と現行の洗濯表示が付された製品が混在することがありますし、また、利用者が保有する衣類等の洗濯表示も混在することが考えられます。

については、「介護職員初任者研修テキスト」第3巻 p121～122の記載内容の関連情報として、次のとおり、情報提供します。

なお、新しい洗濯表示のポイントや記号と意味は、消費者庁のホームページからも確認できます。

## 新JISの洗濯表示記号

—平成28年12月1日以降に表示する記号—

表1 洗濯処理

番号	記号	記号の意味
190		・液温は95°Cを限度とし、洗濯機で洗濯ができる
170		・液温は70°Cを限度とし、洗濯機で洗濯ができる
160		・液温は60°Cを限度とし、洗濯機で洗濯ができる
161		・液温は60°Cを限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
150		・液温は50°Cを限度とし、洗濯機で洗濯ができる
151		・液温は50°Cを限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
140		・液温は40°Cを限度とし、洗濯機で洗濯ができる
141		・液温は40°Cを限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
142		・液温は40°Cを限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯ができる
130		・液温は30°Cを限度とし、洗濯機で洗濯ができる
131		・液温は30°Cを限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
132		・液温は30°Cを限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯ができる
110		・液温は40°Cを限度とし、手洗いができる
100		・家庭での洗濯禁止

表3 タンブル乾燥

番号	記号	記号の意味
320		・タンブル乾燥ができる (排気温度上限80°C)
310		・低い温度でのタンブル乾燥ができる (排気温度上限80°C)
300		・タンブル乾燥禁止

表6 ドライクリーニング

番号	記号	記号の意味
620		・パークロエチレン及び石油系溶剤によるドライクリーニングができる
621		・パークロエチレン及び石油系溶剤による弱いドライクリーニングができる
610		・石油系溶剤によるドライクリーニングができる
611		・石油系溶剤による弱いドライクリーニングができる
600		・ドライクリーニング禁止

表4 自然乾燥

番号	記号	記号の意味
440		・つり干しがよい
445		・日陰のつり干しがよい
430		・ぬれつり干しがよい
435		・日陰のぬれつり干しがよい
420		・平干しがよい
425		・日陰の平干しがよい
410		・ぬれ平干しがよい
415		・日陰のぬれ平干しがよい

※ぬれ干しとは、洗濯機による脱水や、手でねじり絞りをしないで干すことです。

表7 ウエットクリーニング※

番号	記号	記号の意味
710		・ウエットクリーニングができる
711		・弱い操作によるウエットクリーニングができる
712		・非常に弱い操作によるウエットクリーニングができる
700		・ウエットクリーニング禁止

※ウエットクリーニングとは、クリーニング店が特殊な技術で行うプロの水洗いと仕上げまで含む洗濯です。

表2 漂白処理

番号	記号	記号の意味
220		・塩素系及び酸素系の漂白剤を使用して漂白ができる
210		・酸素系漂白剤の使用はできるが、塩素系漂白剤は使用禁止
200		・塩素系及び酸素系漂白剤の使用禁止

表5 アイロン仕上げ

番号	記号	記号の意味
530		・底面温度200°Cを限度としてアイロン仕上げができる
520		・底面温度150°Cを限度としてアイロン仕上げができる
510		・底面温度110°Cを限度としてアイロン仕上げができる
500		・アイロン仕上げ禁止

現行JISでは、「中性」の付記用語や、アイロンのあて布の記号「〜」の付記の方法が定められていましたが、新JISではこれらの定めは無くなりました。

### 付記用語について

記号で表せない取扱情報は、必要に応じて、記号を並べて表示した近くに用語や文章で付記されます。(事業者の任意表示)  
考えられる付記用語の例: 「洗濯ネット使用」「裏返しにして洗う」「弱く絞る」「あて布使用」 など